

17-09-28-1

平成29年9月28日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所
原子炉施設保安業務統括管理者
発電所長 内田 俊志 殿

福島第一原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 小林 隆輔

設備所管部門と運転所管部門の情報共有の徹底について（指導）

平成28年3月24日午前8時25分から平成28年3月28日午前11時15分の間、実施計画に定める運転上の制限を逸脱していたことが平成29年8月14日の貴社の調査で判明したため、貴社は、平成29年8月14日午後8時50分、運転上の制限逸脱及び運転上の制限からの復帰を同時に宣言した。

セシウム吸着装置は、平成26年11月に実施計画Ⅱ特定原子力施設の設計、設備の変更認可を受け、平成27年1月にセシウム/ストロンチウム同時吸着のための2系列運転を開始したことに伴い、実施計画Ⅲ特定原子力施設の保安第1編第27条に定める「4系列で1設備」に該当しない状態となった。しかし、設備所管部署は、実施計画における「1設備」に該当しなくなったことを運転所管部署に明確に伝えておらず、運転所管部署は「1設備」に該当するとの認識のまま運転を継続していたため、上記の期間、運転上の制限を逸脱する状態に至った。

本事象についての原因を確認した結果、実施計画の変更による設備改造等についての情報が部門間で適切に共有されていなかったことが確認されたため、下記のとおり対応を求める。

記

○ 設備所管部門と運転所管部門の情報共有の徹底

実施計画の変更認可による設備変更等を行う場合は、保安活動に及ぼす影響を明確にしたうえで、対応内容を関係部署に的確に周知する必要がある。

設備所管部門と運転所管部門間の情報共有を徹底するため、改善すべき業務プロセス等について検討し、マニュアル等で明確に定めること。

以上